

令和3年7月27日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二（公印省略）

令和3年度（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会
「道南・青森スタンプラリー事業」に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集しますので、ご案内いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会「道南・青森スタンプラリー事業」

2. 事業目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界文化遺産への登録により注目が集まるこの機会に、全国から観光客を呼び込むツールとして「縄文」をテーマに道南地域及び青森県を巡る広域スタンプラリー事業を実施する。

また、事業の実施により、地域内に広く経済効果を派生させるとともに、各地域の知名度の向上、地域の特産品を賞品に提供することによる認知度向上、その結果としてのリピーター創出を目指す。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和4年2月28日（月）

4. 事業費

3,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、メールで受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、参加表明期限日以降に速やかに送信します。

以上

令和3年度（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会
「道南・青森スタンプラリー事業」企画提案指示書

（公社）北海道観光振興機構
道南地域分科会事務局

1. 事業目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界文化遺産への登録により注目が集まるこの機会に、全国から観光客を呼び込むツールとして「縄文」をテーマに道南地域及び青森県を巡る広域スタンプラリー事業を実施する。

また、事業の実施により、地域内に広く経済効果を派生させるとともに、各地域の知名度の向上、地域の特産品を賞品に提供することによる認知度向上、その結果としてのリピーター創出を目指す。

2. 事業実施地域

渡島・檜山管内18市町（函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町）及び青森県

3. 事業主体および実施方法

主催：（公社）北海道観光振興機構道南地域分科会

協賛（予定）：北海道旅客鉄道(株)、津軽海峡フェリー(株)、（公社）青森県観光連盟

協力：（一社）函館国際観光コンベンション協会

主催者が実施主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企業提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業は、次の要件を満たしていること。

①北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行

う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

* 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

6. 委託事業費（上限）

3, 200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、新型コロナウイルスの影響によっては、委託業務の内容について変更する場合がある。

7. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間 契約締結日～令和4年2月28日（月）

(2) 業務スケジュール（予定）

7月27日 事業公示

8月6日 企画提案参加表明

8月17日 企画提案書の提出期限

8月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定

8月下旬 契約締結・業務開始

10月8日 スタンプラリー開始

1月31日 スタンプラリー終了

2月上旬 抽選実施・景品発送

2月中旬 業務報告書提出、精算

2月28日 業務終了

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払い請求書が受理された日から60日以内に支払う。

8. 委託業務内容

(1) 実施形式（スタンプラリーのルール）の構築

①18市町及び青森県を広く周遊する仕組みを構築すること。

例) 18市町を6エリアに分割、青森3スタンプ、交通機関1スタンプの最大10スタンプ押印可能なスタンプラリー。獲得スタンプに応じて賞品のランクを上げることでより多くの地域への周遊を促進。

例) 全10スタンプ押印で「完全制覇賞」、道南3、青森3、交通機関1のスタンプ押印で「津軽海峡賞」、他「5スタンプ達成賞」「3スタンプ達成賞」等

②参加することで、観光、自然、食等を楽しみながら道南地域及び青森県の「縄文」を巡る

- ことができるスタンプラリーとすること。
- (2) スタンプラリーの名称(タイトル)作成
- (1) ②のイメージが伝わるスタンプラリーの名称(タイトル)を作成すること。
- (3) スタンプ設置個所の選定
- ①「縄文」関連施設(各市町の「縄文」を展示する資料館等)をできる限り1市町1件は含め、その他、観光施設、飲食店、温泉施設、宿泊施設、土産店、道の駅等の中から1市町あたり合計3～5施設を各自治体及び観光協会の推薦により選定する。
- ②青森県の施設については、(公社)青森県観光連盟の推薦により参加9施設を選定する。
- (4) 賞品の購入
- ①道南18市町から地域の特産品を賞品として購入すること。(総額425,000円相当以上)
- ②協賛予定の青森県観光連盟、北海道旅客鉄道(株)、津軽海峡フェリー(株)から賞品が提供された場合は、上位賞品の一部として取り扱う。
- (5) スタンプラリートールの作成及び発送・回収作業
- ①スタンプ設置施設情報、賞品(特産品)を掲載し、応募はがき・スタンプ台紙となるスタンプラリーシート(52,000部)を作成する。応募はがきにキャンペーン参加動機等のアンケート項目があるとなお望ましい。
- ②設置箇所分のスタンプを作成する。スタンプについては今後の再利用を踏まえて汎用性のあるデザインとし、また、スタンプラリー終了後に参加施設よりスタンプの回収までを行うこと。
- ③告知用ポスター(B2版300枚)を作成する。
- (6) キャンペーンの告知・PRの実施
- ①告知範囲は全国とし、WEB・SNS広告等、効果的に展開すること。また、その内容については企画内容に具体的に明記すること。
- ②ランディングページを(一社)函館国際観光コンベンション協会サイト内に設置する。
- ③参加施設、北海道、道南地域各市町及び観光協会に情報発信協力を要請する。
- (7) 応募件数目標
- 1,900件
- (8) 応募はがきの集計・抽選・賞品発送作業
- ①応募はがきの宛先は委託事業者(スタンプラリー事務局)とする。
- ②応募はがきの属性(居住地、年齢、性別等、参加エリア、アンケート項目等)について集計し、分析を行う。
- ③2月上旬に抽選を行い、当選者へ賞品を発送する。
- (9) 報告書作成・提出
- 当該事業の実施報告書を作成し提出すること。

9. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期限 令和3年8月6日(金) 17時
- (2) 表明内容 「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」
- (3) 表明先 (公社)北海道観光振興機構 地域観光部 (担当:三浦)

Email: a_miura@visithkd.or.jp

(4) 表明方法 メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書の作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、印刷物のデザイン案を掲載すること。また、見積書については、費用項目の明細を記載すること。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 2部（電子データによる） ※1部は事業者名の記載のないもの。
- (2) 提出期限 令和3年8月17日（火） 17:00
- (3) 提出先 （公社）北海道観光振興機構 地域支援本部地域観光部（担当：三浦）
TEL 011-231-2900 E mail a_miura@visithkd.or.jp

12. 審査方法

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ企画提案書を提出期日までに提出したものを審査対象者とする。
- (2) 審査は審査対象者から提出された書面により行う。

13. 審査基準

企画提案の審査は、本事業の目的に合致するものとなっていることを前提に、参加意欲がかきたてられるか、印刷物の見やすさ分かりやすさ、予算に対する企画内容は妥当か等、総合的に判断する。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・再委託に際し当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・再委託に際し当機構の承諾を要さない。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては、事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上